



広報

TOMARI

とまり

美味しく育ちますように！



とまり保育所 じゃがいも植え  
(令和6年5月16日)

2024

6

June

No.754

### Contents / 目次

- 2 とまり保育所 じゃがいも植え
- 4 令和5年度ふるさと納税寄附金受入状況
- 6 日本海ニコニコ元気村トピックス
- 8 児童手当制度のご案内
- 10 後期高齢者医療制度のお知らせ

# とまり保育所じゃがいも植え



5月16日(木)に、とまり保育所ゆり組・さくら組の子ども達による、じゃがいも植えが行われました。

当日は天気も良く、絶好の畑日和のもと、1個1個丁寧に間隔を測りながら、みんなで真剣にじゃがいもを植えました。最後に、事前に決めたグループごとに名前が入ったプレートを差し込み完成。

秋にはいも掘りが行われ、きっと大きく育ったじゃがいもを収穫できることでしょう。水をあげて、お世話をして、秋の収穫が今から待ち遠しいですね。



土の中にたねいもを入れます  
向きを間違えないように丁寧に



たねいもは等間隔に  
ちゃんと測っています



たねいもに栄養をあげます  
美味しいおいもになりますように！



水をたっぷり  
大きく育つかな



しっかり土をかぶせて  
あ、虫がいた？



プレートと一緒にポーズ！お名前と絵が上手に描けていますね

## 君の椅子贈呈

泊村に生まれてきてくれた  
こども達に、世界に一つだけ  
の椅子をプレゼントする『君  
の椅子プロジェクト』

今年の1月に生まれてきて  
くれた山本一鳳くんへ、出産  
祝品として5月2日(木)に  
泊村から「君の椅子」がプレ  
ゼントされました。

この「君の椅子」は、生ま  
れてきたお子さんの名前や生  
年月日が刻印された、オリジ  
ナルの椅子です。

すくすく元気に育って、椅  
子に座れる姿を見せてほしい  
ですね。



お母さんに支えてもらって椅子に座る  
一鳳くん。



2024年版の新しい  
デザインになりました。



加藤副村長より「君の椅子」を送られた山本智世さんと一鳳くん。  
一鳳くんは知らない人と椅子に興味津々。

ありがとうございます！

「熱中症暑さ指数計」と

「玩具」が寄贈されました

4月18日、南後志法人会  
岩内地区会(小林正広会長)  
が、泊村教育委員会ととま  
り保育所を訪れ、泊村教育  
委員会を通じて泊小学校と  
泊中学校に「熱中症暑さ指  
数計」とまり保育所に「玩  
具」が贈られました。

地域社会への貢献活動の  
一環としての取り組みで、  
岩宇4町村の小中学校や保  
育所などに寄贈されました。  
さっそく、とまり保育所  
の子どもたちは、玩具を使  
ってみんなで仲良く楽しく  
遊んでいました。

南後志法人会岩内地区会  
のご厚意に感謝申し上げ、  
学校教育活動や保育活動に  
有効活用させていただきま  
す。誠にありがとうございます  
でした。



令和5年度

# ふるさと納税

# 寄附金 受入状況



泊村ふるさと応援基金（令和5年4月～令和6年3月）

寄附納付件数：294件、寄附額 5,558,000円

泊村ふるさと応援基金（ふるさと納税寄附金）に昨年度も多くの方より、ご寄附を賜りました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。頂きました寄附金につきましては、寄附者様のご要望に応じた形で、村づくりのために有効に活用させていただきます。

下記に寄附者様のお名前を公表させていただきます。なお、公表を希望された方のみ掲載しております。（順不同）

番号	氏名	番号	氏名
1	楠 美 秀 樹 様	14	北 口 諒 様
2	久 島 哲 志 様	15	扇 暁 史 様
3	中 野 樹 蘭 様	16	武 井 和 也 様
4	星 野 海 様	17	藤 井 友 位 様
5	原 田 麻 美 様	18	北 橋 大 樹 様
6	佐 藤 貴 胤 様	19	中 森 しのぶ 様
7	山 本 由 弦 様	20	黒 田 稔 様
8	岩 田 和 也 様	21	小 原 幸 利 様
9	伊名野 航 様	22	百 瀬 友 彦 様
10	富 田 欣 昌 様	23	大 西 基 樹 様
11	平 山 完 様	24	山 本 博 章 様
12	伊名野 隼 様	25	辻 洋 介 様
13	二ツ森 真由美 様	26	手 塚 敦 士 様

## ふるさと納税とは

ふるさと納税制度とは、自分が生まれ育ったまちを応援したい気持ちや出身地に限らず全都道府県や市町村から自分が寄附したいと思う自治体を選び寄附できる制度です。

ふるさと納税は、「納税」という言葉を使っていますが実際には都道府県や市町村に対しての「寄附」です。そのため、自己負担額（寄附金額）の2,000円を除いた全額が所得税及び住民税の控除を受けることができます。

## 寄附金の使い道が選べる

寄附金は泊村の未来をつくる資金となり、5つの事業から皆様の意思により使い道を決定させていただきます。

- 1) 地域産業の振興に関する事業
- 2) 健康、福祉及び医療の充実に関する事業
- 3) 自然環境の保全に関する事業
- 4) 教育、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業
- 5) その他目的達成のために村長が必要と認める事業

## お礼品について

1回に10,000円以上寄附していただいた方の中で村外在住の方に、泊村の特産品をお礼品としてお贈りさせていただきます。

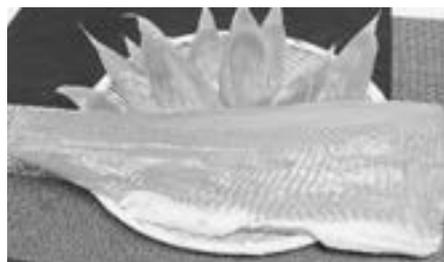
写真は今後受付予定（一部受付中）のお礼品となっております。



泊村の生うに塩水加工  
7月～8月頃受付予定



泊名産あまづけうに  
7月受付開始予定



北海道とまりカプトサーモン  
6月以降受付開始予定



北海道とまり産いくら醤油漬け  
受付中

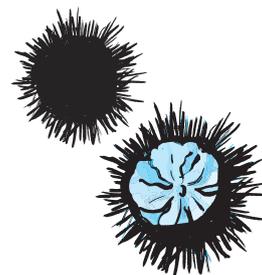


北海道とまり産 辛子明太子といくら醤油漬け瓶詰セット  
秋頃受付開始予定

(左は辛子明太子2個といくら醤油漬け1個、右はいくら醤油漬け2個と辛子明太子1個のセット)



北海道とまりカプトサーモンのミキュイ  
秋頃受付開始予定



## 寄附の手続き

泊村では、ふるさと納税ポータルサイト

「さとふる」「楽天ふるさと納税」「ふるさとチョイス」「ふるなび」からの申請を受け付けております。  
以上ホームページより「泊村」と検索してお申込下さい。

また、パソコン・スマートフォンをお持ちではない方も、寄附が可能です。

詳しくは泊村役場まちづくり政策課（75-2877）までお問い合わせください。

もし、ご家族やご親戚、ご友人の方等で泊村へのふるさと納税を考えている方がいましたら、ぜひお勧めください！

## 5/2 泊産カブトホタテ予約販売スタート

昨年大好評だった活ホタテ。今年も販売を開始しました。

古宇郡漁業協同組合の水産物畜養施設内で、第2・第4金曜日の12時から13時までの1時間限定で販売を行います。予約注文は電話&FAXで受け付けております。お手ごろな価格で、美味しい「とまりカブトホタテ」を、皆様、是非お買い求めください。

お問い合わせ・予約注文  
古宇郡漁業協同組合  
電話75-3111 FAX75-2444



## 5/15 ~ 5/17 泊中学校修学旅行

泊中学校3年生が、5月15日から2泊3日の日程で修学旅行へ行ってきました。

1日目は浅草寺を見学後、大相撲夏場所が開催されている両国国技館へ行き、力士同士の迫力ある相撲を見学しました。特に、岩内町出身の幕内力士、一山本関が勝った相撲を目の当たりにし、生徒たちは大喜びでした。

2日目の自主研修では、班ごとの計画で東京都内を巡り、たくさんの発見や学びを得ました。



## 5/21 泊村陸上・走り方教室開催

5月21日(火)、泊小学校と泊中学校で一流のアスリートの指導を受けることで陸上競技に対する意欲を高めることを目的に、陸上・走り方教室が行われました。短距離走の選手として日本代表経験もある、北翔大学陸上部監督の北風 沙織氏を講師に迎え、子ども達は速く走るコツや走るときの体の使い方について熱心に学んでいました。参加した子ども達は、『速く走るためのコツを知ったから、速く走れそうな気がする』と運動会や陸上記録会に向けて自信たっぷりでした。



# 企業版ふるさと納税寄附を頂きました！

企業版ふるさと納税制度を活用し、泊村のまちづくりに貢献したいとご寄附を頂き、感謝状が贈呈されました。今回頂いた寄附は、泊村の水産業の振興のために役立たせていただきます。



## 佐竹建設株式会社

(感謝状贈呈式：令和6年4月19日)

所在地：岩内町字清住7番地7

代表取締役社長：佐竹 英敏 様

寄附事業：「水産業を活かし、安心して働ける場をつくる事業」

寄附金額：5,000,000円

(左：佐竹社長 中央：高橋村長 右：佐竹常務)



## 矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社

(感謝状贈呈式：令和6年5月8日)

所在地：北斗市七重浜7丁目10番8号

代表取締役：矢口 政則 様

寄附事業：「水産業を活かし、安心して働ける場をつくる事業」

寄附金額：3,000,000円

(左：矢口代表取締役 右：高橋村長)

# 特産品の開発や改良を応援します！

新たに特産品を開発し商品化する場合、

**特産品開発支援事業として 100万円** (補助対象経費の2/3以内)

※「特産品」：泊村で生産する原材料を加工した商品、村内で製造・加工する商品で泊村の魅力を発信できる商品です。(飲食店で提供する料理等は除きます。)

今ある商品を改良し、特産品として商品化する場合、

**既存特産品改良支援事業として 50万円** (補助対象経費の1/2以内)

※ 単なる容量や容器等の改良は対象外です。

補助  
対象者

- ・ 村内に住所を有する個人
- ・ 村内に住所を有する者が構成員となる団体
- ・ 村内に事業所を有する法人

補助対象  
経費

- ① 地域特産品の開発及び改良等に要する経費
- ② 地域特産品の品質等の検査に要する経費
- ③ 特産品の開発・改良に必要な期間、装置等の購入又はレンタルに要する経費
- ④ 特産品のパッケージ等のデザイン製作に要する経費
- ⑤ 特産品の試食会、商標登録等に要する経費

申請

- ・ 泊村役場
- ・ 古宇郡漁業協同組合
- ・ 泊村商工会(手続き(書類作成等)の支援を行っております。)
- ・ 申請書ダウンロード先：泊村HP <http://www.vill.tomari.hokkaido.jp/>

【お問い合わせ先】 泊村役場 商工観光課 電話 75-2101

# 児童手当制度のご案内

## <支給対象>

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

## <支給額>

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律 10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

## <支給時期>

原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

## <支給要件>

- ①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象となります）。
- ②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- ③父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- ④児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- ⑤児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

## はじめに行うこと

### <認定請求>

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したときは、泊村に届出が必要です。村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

### <認定請求に必要な添付書類>

- ①請求者が被用者（会社員など）の場合 → 健康保険被保険者証の写し
- ②通帳（請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの）
- ③個人番号（マイナンバー）がわかる書類

## 続けて手当を受けるには？

これまで、全てのご家庭に現況届の提出を頂いていましたが、令和4年度より、児童の養育状況が変わっていない場合は、現況届の提出が不要になりました。

また、下記に該当されるご家庭は、引き続き現況届の提出が必要です。該当されるご家庭には役場住民福祉課より現況届を送付しますので、期日までの提出をお願い致します。

ご不明な点等ございましたら、役場住民福祉課までお問合せ下さい。

### <現況届の提出が必要な方>

- ①配偶者からの暴力等により住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ②支給要件児童の戸籍がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④その他、市区町村から提出案内があった方

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 次に該当する場合には届出が必要です

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②泊村内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ③受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

お問い合わせ先 泊村役場 住民福祉課 福祉係 電話 75-2134

## 児童扶養手当について

### <児童扶養手当とは？>

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

### <支給要件は？>

次の①～⑨のいずれかに該当する子どもについて、母、父又は養育者が監護等している場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母が生死不明の子ども
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻などによらないで生まれた子ども
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども

### <手当額（月額）とは？>

受給資格者（ひとり親家庭の母や父など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 子ども1人の場合  
全部支給：月額 44,140円 一部支給：月額 44,130円～10,410円
- 子ども2人以上の加算額  
2人目：10,420円～5,210円、3人目以降は1人につき：6,250円～3,140円

### <支払時期は？>

原則として、奇数月にそれぞれの前月分までが支給されます。

### <手当を受ける手続き>

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

- 請求書と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）
- 個人番号（マイナンバー）がわかる書類
- その他必要書類

※印鑑、請求者名義の預金通帳を持参して下さい。

### <現況届>

児童扶養手当受給者は、毎年8月に現況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届を提出しないと11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。

## 特別児童扶養手当について

### <特別児童扶養手当とは？>

精神又は身体に障がいをもつ児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

### <支給要件は？>

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

### <手当額（月額）とは？>

1級：55,350円 2級：36,860円

### <支払時期は？>

原則として、毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

### <手当を受ける手続き>

認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。

- 請求書と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票（住民票謄本）
- 診断書（用紙は役場にあり。）
- 個人番号（マイナンバー）がわかる書類
- その他必要書類

※印鑑、請求者名義の預金通帳を持参して下さい。

### <所得状況届>

特別児童扶養手当受給者は、毎年8月に所得状況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届を提出しないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。

お問い合わせ先 泊村役場 住民福祉課 福祉係 電話 75-2134

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて ～

## ■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

**均等割**  
(被保険者が等しく負担)

令和4・5年度 (年間)
<b>51,892円</b>



令和6・7年度 (年間)
<b>52,953円</b> (1,061円増)

**所得割**  
(被保険者の所得に応じて負担)

令和4・5年度 (年間)
<b>10.98%</b>



令和6・7年度 (年間)
<b>11.79%*</b> (0.81ポイント増)

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を**10.92%**として算定します。

**賦課限度額**  
(1年間の保険料の上限額)

令和4・5年度 (年間)
<b>66万円</b>



令和6・7年度 (年間)
<b>80万円*</b> (14万円増)

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を**73万円**とします。

## ■ 保険料率に関する制度改正があります

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

### ～制度改正の内容～

- ・現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- ・子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

## ■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+(29万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	<b>5割軽減</b>
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	<b>2割軽減</b>



【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+( <b>29万5千円</b> ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	<b>5割軽減</b>
43万円+( <b>54万5千円</b> ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	<b>2割軽減</b>

## ■ 保険料の計算方法（令和6年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> <small>【1人当たり保険料】</small> <b>52,953円</b>	+	<b>所得割</b> <small>【本人の所得に応じた額】</small> <small>(令和5年中の所得-最大43万円) × <b>11.79%</b></small>	=	<b>1年間の保険料</b> <small>【限度額80万円】</small> <small>(100円未満切捨)</small>
---	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

令和6年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

## ■ 保険料の軽減について（令和6年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

### ① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	<b>15,885円</b>	約 <b>318円増</b>
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	<b>26,476円</b>	約 <b>530円増</b>
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	<b>42,362円</b>	約 <b>849円増</b>

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

お問い合わせ先

**北海道後期高齢者医療広域連合**  
 〒060-0062  
 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
 電話 011-290-5601

**泊村役場 住民福祉課 保険係**  
 〒045-0202  
 古宇郡泊村大字茅沼村字白別191番地の7  
 電話 0135-75-2132

## 狂犬病予防注射を実施します



村内各地区におきまして、下記のとおり狂犬病予防注射を実施します。  
犬を飼われている方は、必ず受けるようお願い致します。

実施日時 **6月13日（木）**

地区	時間	場所
堀株	9:00～9:10	堀株地区集会所前
渋井	9:15～9:25	渋井地区集会所前
茅沼	9:30～9:50	茅沼地区集会所前
炭鉦	9:55～10:05	むつみ荘前
臼別	10:10～10:20	臼別地区集会所前
泊	10:25～10:40	泊地区集会所前
糸泊・照岸	10:45～11:00	糸泊・照岸地区集会所前
盃	11:20～11:35	盃地区集会所前
興志内	11:40～11:55	興志内バス停（海側）

- ・注射料金は1頭につき、3,240円です。（消費税込み）
- ・新しく犬を飼われた方は、注射料金とは別に1頭につき、3,000円の登録料がかかります。
- ・犬の登録については飼い主に義務づけられておりますので、この機会に必ず登録されますようお願い致します。

お問い合わせ先  
泊村役場 住民福祉課 衛生係  
電話 75-2134

## 献血にご協力をお願いします

実施日時 **6月21日（金）**

時間	場所
13:40～14:10	泊村福祉センター前
14:40～16:00	泊村役場前

採血対象年齢

16歳～69歳

200ml

18歳～69歳

400ml



ただし、65歳～69歳の方については、60歳～64歳までの間に献血されたことがある方に限ります。

お問い合わせ先 泊村役場 住民福祉課 電話 75-2134

# 泊村 消費活性化事業

総セット数**5,000**セット  
村内**4,700**セット 村外**300**セット  
**限定!**

## プレミアム商品券のご案内

今年度も泊村商工会では、泊村の商工業を活性化させるため「泊村消費活性化事業」を泊村より受託し **お得な3割増プレミアム付き商品券** を販売します！

皆様にスムーズなお買い求めをしていただくため「**ご自宅で購入票記入**」にご協力していただき会場へご持参ください。

新聞折込のプレミアム商品券購入票につきましては**6月11日(火)**の朝刊に折込致します。

購入票は泊村HP、泊村商工会HPにPDFがあります。そちらから印刷してご利用も可能です。

←泊村役場HP QRコード



泊村役場  検索 

泊村役場ホームページ

問い合わせ 

泊村商工会 ☎0135(75)3231

泊村商工会  検索 

泊村商工会ホームページ

発売日

**令和6年6月16日(日)**

**泊村公民館 9時～14時**

※17日以降は泊村商工会で9時から（土・日・祝日除く）販売します。

購入制限

**村内在住の方：お一人様5セット（5万円）まで（家族人数分）**

※65歳以上の村内の方はお一人様6セット(6万円)まで購入可能です。

**村外の方：お一人様3セット（3万円）まで**

※村外の購入者の方は、本人のみの販売とさせていただきます。

尚、当日は本人の確認ができるものをご持参の上、販売会場へお越しください。

**コロナ感染症が第5類へ移行しましたが、マスク着用にご協力ください。  
入口にアルコール消毒液を設置しておりますので消毒のご協力をお願いします。**

## 令和6年度教科書展示のお知らせ

令和7年度に使用される小学校・中学校の教科書展示会を行います。

○期間 6月14日(金)～6月27日(木)

※日曜・祝日を除く。

○会場 泊村公民館 ロビー

○時間 8時30分～17時00分



<問い合わせ先 泊村教育委員会 電話：75-2311>

## 安定ヨウ素剤に関する住民説明会の開催について

村では、村民の皆様へ安定ヨウ素剤について十分理解していただく事を目的に、住民説明会を開催します。

説明会後には、安定ヨウ素剤服用に係る事前問診と新規の配布又は、交換(新しい安定ヨウ素剤)もあわせて実施しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

\*対象者は、「40歳未満の方」「妊婦・授乳婦・出産を希望する女性(40歳以上の方を含む)」「40歳以上で配布を希望する方」です。

\*「40歳未満の方」で新規配布又は交換の対象となる方には、別途、ご案内文書を郵送します。また、「妊婦・授乳婦・出産を希望する女性(40歳以上の方を含む)」「40歳以上で配布を希望する方」は、総務企画課(Tel 75-2021)までお問い合わせ下さい。

### ◇説明会開催日程

会場	月日	時間
泊村役場 (大会議室)	6月27日(木)	1回目 14:00 ~ 15:45 (受付開始13:30 ~)
		2回目 18:00 ~ 18:45 (受付開始17:30 ~)

お問い合わせ先 泊村役場 総務企画課 電話 75-2021

\*会場へ送迎希望の方もご連絡ください。

## 5月31日から6月6日は「禁煙週間」です。

国は5月31日から6月6日を「禁煙週間」と定めています。喫煙は、さまざまな生活習慣病や肺がんなど、深刻な健康被害の原因となります。受動喫煙によるタバコを吸わない人の健康が損なわれることも問題になっています。自分のために、周りの人のために、禁煙に取り組んでみませんか？

喫煙者のうち6~7割程度の方は、たばこを止めたいという意志を持っているといわれています。しかし、禁煙を開始すると、多くの方は『イライラ、集中力低下、落ち着かない、疲れやすい、食欲増加、眠気』などの体からニコチンが抜けていくことで起こる離脱症状や、吸いたいという強い欲求に襲われ、短期間に再喫煙してしまうといわれています。この離脱症状の多くは、禁煙継続3日をピークにおおむね1週間程度、長くても2~3週間で治まっていくといわれています。その期間を乗り切ると、あとはそれほど苦しまずに禁煙を継続することが可能です。

禁煙に伴う離脱症状の軽減方法として、医療機関でのニコチンパッチやニコチン代替療法(離脱症状の緩和治療)もあります。

禁煙は、再喫煙や禁煙中断で失敗することが普通です。禁煙に成功した方は、禁煙のチャレンジを平均3~4回、7~10年の期間を要することが多いといわれています。一発で禁煙に成功する人は少ないことから、禁煙を目指したら何度も挑戦し続けることが大切です！

### <禁煙による身体への効果として挙げられている主な項目>

- ・禁煙すると、数日で血圧や脈拍、血中の酸素濃度などが改善するほか、味覚や嗅覚などの食に関する感覚が良くなる(元に戻る)。
  - ・禁煙が2週間以上続くと、循環機能や肺機能が改善し、時間の経過とともに体力が戻り、痰が出にくくなったり息切れが改善する。また、風邪やインフルエンザなどの呼吸器の感染症にかかりにくくなる。
  - ・禁煙が1年続くと、虚血性心疾患の超過リスクが半減する。10~15年後には肺がんをはじめ、喫煙関連疾患のリスクがたばこを吸わない人のレベルに近づく。
  - ・35歳以下の喫煙者では、1ヶ月間禁煙すれば、心臓の機能が喫煙しない身体本来の状態にもどる。
- ※禁煙すると、食事が美味しく感じるようになり、つい食べ過ぎて体重が増加する方が多いです。しかし食べる量に気をつけていれば、平均2kg前後の体重増にとどまり、本来のその人の健全な体重に戻ると考えられています。

お問い合わせ先 泊村役場 健康支援課 健康支援係 電話 65-2278

## 野菜作りと薬

鯉御殿とまり館長 増川 佳子

水仙、芝桜、チューリップ…。花壇や道端に明るい色合いの花々が咲きそろいました。野菜や花の苗木が店頭に並び、近所では畑仕事が始まりました。雑草のない真っ黒な畑に次々に植えられた苗は、初夏の日差しの中で目を見張るほどの勢いで大きくなっています。「上手だなあ。」畑仕事初心者の方は毎年感心しています。

海岸線に山々がせり出した泊村は、平らな土地がとても少ない地形となっていますから、農業はそれぞれの地区の山側の傾斜地を開墾して行われてきました。ほとんどが兼業農家で、漁業や炭鉱に従事する家庭が多かったようです。ただ、大人数の出稼漁夫を雇っていた鯉漁の網元の中には、現在の共和町発足地区に農場を持って経営する人も

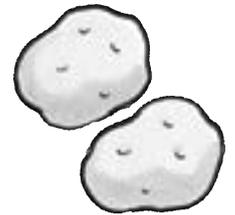


泊小学校と裏山の農地（明治45年頃）

いました。鯉漁の時期の日々の食事には多くの作物が必要だったのでしょう。『鯉御殿とまり』に掲示している昔の写真の中に、その当時の農地が写っているものがあります。山々の麓や丘陵のいたる所に畑が見られ、驚かされます。便利な機械のない時代（当時使われていた農機具も展示しています。）の人々の努力に頭が下がります。泊村史に明治43年の農作物の資料がありました。数多くの種類の野菜が植えられていたことがわかります。

○雑穀：133.4反 ○馬鈴薯：104.1反 ○大豆：83.5反  
○そ菜（野菜）：74.6反 ○裸麦：63.8反 ○小豆：47.5反  
○豌豆（エンドウ）：21.4反 ○大麦：6.5反 ○菜種：2.7反  
○苹果（リンゴ） ○梨

1反=300坪



さて、『川村家番屋』の家族の間には“富山の配置薬”の箱があります。子どもの頃、「薬売り」のおじさんが家々を回っていたのを思い出します。今は車に乗って回っていますが、50年前はバスで来ていたのでしょうか。薬が入った大きな柳行李を背負ってゆっくりゆっくりやってきました。柳行李から出された薬（赤玉、ケロリン、頓服、赤チンキなど）が、薬箱の薬と取り換えられる様子が楽しくてじっと見守っていました。帰り際に手渡された紙風船が懐かしいです。

この“富山の薬売り”ですが、調べたところ少なくとも江戸時代頃には、北海道の松前藩内で商売が始められていたという記録があります。江戸時代、富山県域が蝦夷地からの海産物を運んだ北前船の寄港地を多く擁していたことに端を発するといえます。蝦夷地から昆布や鯉などを積んだ北前船が寄港して荷を下ろし、越中富山からは米を中心に、酒、醤油、“薬”などが積み込まれました。その大きな担い手だったのが越中の廻船問屋で、そこには富山の薬売りが深く関与していて、薬業で財を成し北前船の船主になった例は珍しくないといえます。北海道と富山県とは古くから深い繋がりがあり、鯉や北前船のおかげで、泊村も“薬”の恩恵をいち早く受けることができたことがわかります。

## 熱中症から身を守るために

これから夏本番となり、熱中症に注意しなければなりません。徹底した対策を講じることで予防することができます。

熱中症予防対策で参考にしてほしいのが「熱中症警戒アラート」です。

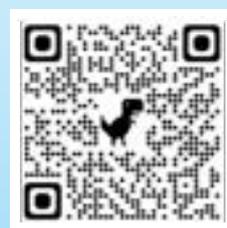
熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高くなることが予測された場合に気象庁と環境省が共同で発表する情報で、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に発表し、注意や警戒を呼びかけています。

発表されている日には、こまめに水分や塩分を補給し、外出を控える、屋外での運動を控える、室内等のエアコンや扇風機等により涼しい環境にて過ごすなど熱中症予防のための行動を取ってください。

また、環境省では、今年度より、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を発表します。その際は、当庁も高温となる気象状況と見通しを伝えるため全般気象情報等により暑さに対する注意喚起を行いますので、最新の気象情報もご確認ください。



熱中症特別警戒アラート・  
熱中症警戒アラート  
発表状況（環境省HP）



<問い合わせ先 札幌管区气象台天気相談所 電話：011-611-0170>

## お金と法律

今年の7月にお札のデザインが一新され、渋沢栄一、津田梅子、北里柴三郎が描かれることになっています。一般に「お札」と呼ばれる紙幣は、正式には「日本銀行券」と呼ばれます（日本銀行法46条1項）。

この日本銀行券と、一般に硬貨と呼ばれる貨幣が通貨として認められています（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（通貨法）2条3項）。

今年7月に紙幣のデザインが一新されたとしても、今使っている紙幣が使えなくなるわけではありません。日本ではこれまでも沢山の種類の紙幣が発行されてきましたが、どのくらい古い紙幣まで使えるのでしょうか。

法律では、昭和17年に日本銀行法（旧日本銀行法）が制定される前に発行された兌換銀行券についても、日本銀行が発行した紙幣とみなされます（旧日本銀行法附則63条、日本銀行法附則16条）。

そのため、現在通用する最も古い紙幣は、明治18年に発行が開始された大黒像が描かれた1円札となります。もっとも、あまりに古いとなじみがなく、偽札や玩具と間違われてしまうかもしれませんね。

貨幣については、日常的に使用されるもののほかに、いわゆる記念貨幣や臨時補助貨幣の一部も貨幣として通用することになっています。

お店で使える枚数については、紙幣については枚数の制限はありませんが、貨幣については、1種類について20枚までとされています（通貨法7条）。

また、紙幣を破損させたときは、2/5以上が残っているときは、残っている割合により、日本銀行の本支店で、全額又は半額の新しい紙幣と交換できます（日本銀行法48条）。

ようてい法律事務所 渡邊弁護士の法律豆知識

弁護士 渡邊恵介 ようてい法律事務所 電話：0136-21-6228

## 税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。  
2024年度の採用試験の概要は次のとおりです。

### 1. 受験資格

- (1) 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- (2) 令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

### 2. 申込受付期間(インターネット申込み)

6月14日(金)午前9時～6月26日(水) (受信有効)  
申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない場合  
受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

### 3. 第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】

9月1日(日)

### 4. 第1次試験合格者発表日

10月3日(木)

### 5. 第2次試験【人物試験、身体検査】

10月9日(水)～10月18日(金)のうち指定する日

### 6. 最終合格者発表日

11月12日(火)

#### 詳細・お問い合わせ先

- ・札幌国税局人事第2課採用担当  
電話 011-231-5011 内線2315
- ・倶知安税務署(総務課)  
電話 0136-25-1009 (直通)

## 毎年6月は『食育月間』です!

「食育月間」は、家庭、学校、地域、職場など、社会全体で食育推進に取り組んでいただくために設けられた食育の強化月間です。

食育基本法が成立した月が平成17年6月であることや、学校生活や社会生活等の節目に当たる年度明けの時期で、進学や就職、転勤等の影響が少ない月として、6月が強化月間となっています。

この「食育月間」を機会に、ぜひ健康的な生活の基礎を築く「食育」に取り組んでください。



## くらしの告知板

### 受講生募集のお知らせ

#### ◆職業講習「刈払機取扱作業安全衛生教育」

- 講習名** 刈払機取扱者安全衛生教育  
**日程** 令和6年6月25日(火)  
**時間** 8:30～16:30  
**受講料** 14,000円  
**定員** 20名  
**対象者** 刈払機を使用する業務に従事する方  
**募集期間** 令和6年6月14日(金) 17時まで  
**委託先** ㈱PCT 北海道教習所  
**申込方法** 申込締切期日までに申込書に写真と運転免許証の写しを添付して提出



#### お問い合わせ先

- ・岩内地域人材開発センター  
岩内町字東山8番地16  
TEL 62-2183

## 自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
一般曹候補生(第2回)	男子	採用予定月の1日現在	1次試験: 9月14日(土)～22日(日) ※いずれか1日指定されます
	女子		2次試験: 10月12日(土)～27日(日) ※いずれか1日指定されます ※細部は1次試験合格通知でお知らせします
自衛官候補生(第2回)	男子	18歳以上 33歳未満 の者	7月1日(月)～ 8月7日(水)
	女子		8月23日(金)～25日(日) ※いずれか1日指定されます
自衛官候補生(第3回)	男子		7月1日(月)～ 9月3日(火)
	女子		9月20日(金)～26日(木) ※いずれか1日指定されます

#### お問い合わせ先

- ・倶知安地域事務所  
倶知安町南3条東1丁目  
電話 0136-23-3540
- ・役場担当窓口 総務課
- ・自衛官募集相談員  
大橋 芳之  
電話 75-3307



# とまり木 文芸

## 俳句・川柳



政治家は 詐欺師たちより 悪党だ 泊海山

五月の夜 空が轟く 稲光り 泊海山

もえぬゴミ 往復の後 にはたづみ 武井和子

一本の カーネーションの 感謝かな 武井和子

## 短歌 (523)

立花 孝子

真夜中に ふと目覚めて みる月は

細長き窓に 一幅の絵のごとし

吉田智恵子

芽吹く草 四季おりおりの 今は春

空にかすみの あげぼのかな

無名女

草むしり あまりの多きに 思案して

一輪車を ふらふら操る

沙羅

あなたとの あれもこれも 忘れぬ

生きた証しを 綴る思い出

与詩三

陽の中に 人も通る 車もゆく

カラスも雀も 馴れてよりきたる

狂歌く大田悪口人

阿保な奴 いくら警察 諭しても

掛る掛るぜ 大漁だウヒ

## 5月 村長のうごき

1日 泊村議会第3回臨時会

令和6年度岩内地方防犯協会役員会 (岩内町)

令和6年度岩内地方防犯協会定期総会 (岩内町)

7日 後志総合開発期成会定期総会 (俱知安町)

後志総合開発期成会専門部会 (俱知安町)

後志総合開発期成会全体会議 (俱知安町)

8日 小樽国道協議会総会 (俱知安町)

岩宇まちづくり連携協議会総会

岩宇4カ町村地域振興連絡協議会総会

企業版ふるさと納税感謝状贈呈式

令和6年度後志観光連盟監査

9日 岩内警察署長と対談

資源エネルギー庁訪問 (東京都)

14日 全国道路利用者会議第76回定期総会 (東京都)

北海道建設部との意見交換会 (東京都)

15日 全国半島振興市町村協議会定期総会 (東京都)

道路整備促進期成同盟会全国協議会第45回通常総会 (東京都)

命と暮らしを守る道づくり全国大会 (東京都)

22日 全国原子力発電所所在市町村協議会総会 (東京都)

北海道経済産業局資源エネルギー環境部長と対談

24日 泊消防団総合演習

株式会社キットブルー定時株主総会 (神恵内村)

27日 村政用務 (積丹町)

令和6年度一般社団法人北海道造林協会通常総会 (札幌市)

28日 北海道治山林道協会総会 (札幌市)

北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会 (小樽市)

29日 北海道横断自動車黒松内・小樽開発建設促進期成会総会 (小樽市)

後志総合開発期成会後志・小樽要望 (小樽市及び俱知安町)

赤十字協賛委員会

30日 後志総合開発期成会道段階要望 (札幌市)

31日 後志総合開発期成会道段階要望 (札幌市)

## 戸籍の窓

令和6年4月16日～5月15日

### 〔出生〕

(茅沼) 小幡 おはた 杏ちゃん

5月3日出生 父雅也さん

### 〔死亡〕

(堀株) 兼田 茂さん 94才

4月21日死亡

### 〔転出〕

秋田県1人 共和町1人

### 地区別の世帯と人口

地区	世帯	人口	増減
泊地区	264戸 + 3	485人 + 5	
盃地区	160戸 + 1	272人 + 2	
茅沼地区	144戸 + 2	266人 + 2	
老人ホーム	75戸 ± 0	75人 ± 0	
浜井地区	133戸 + 1	226人 + 1	
堀株地区	82戸 + 3	125人 + 2	
計	858戸 + 10	1,449人 + 12	

〔6.4.30現在 住民基本台帳〕

## 人のうごき

項目	前月比	外国人	外国人 含む
世帯	858戸 + 10戸	8戸	866戸
人口	1,449人 + 12人	12人	1,461人
男	716人 + 8人	4人	720人
女	733人 + 4人	8人	741人

〔6.4.30現在〕

令和6年5月15日～17日

# 泊中学校3年生修学旅行



## とまりフォトコレクション



令和6年5月21日

# 陸上・走り方教室



泊中学校3年生修学旅行 浅草寺雷門前にて集合写真 (令和6年5月15日)



陸上・走り方教室  
(令和6年5月21日)

泊村のイベントや日々のお知らせを随時更新しています。  
是非ご覧ください。



泊村  
公式Instagram & Facebook



泊村観光協会  
公式Instagram & Facebook



## 交通安全



通年  
展開

デイ・ライト  
(昼間点灯)  
運動実施中!

# 6月 泊村カレンダー

☆がついているのは事前予約制です

日	月	火	水	木	金	土
5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	1
<b>2</b> 岩内協会病院 (☎62-1021) アライ大学堂 (☎62-0456)	<b>3</b> 	<b>4</b>	<b>5</b> ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373) 	<b>6</b> 	<b>7</b> 	<b>8</b>
<b>9</b> 岩内協会病院 (☎62-1021) ココカラファイン薬局岩内店 (☎61-4774)	<b>10</b> 水道使用料徴収 (渋井集会所 9:30~10:30) (茅沼集会所 9:30~10:30) (盃集会所 13:00~14:00) 	<b>11</b>	<b>12</b> ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373) 	<b>13</b> 	<b>14</b> 	<b>15</b>
<b>16</b> 岩内大浜医院 (☎61-2081) アイランド薬局いわない店 (☎61-4040)	<b>17</b> 水道使用料徴収 (堀株集会所 9:30~10:30) (泊集会所 9:30~10:30) (照岸・糸泊集会所 13:00~13:30) 	<b>18</b>	<b>19</b> ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373) 	<b>20</b> ☆弁護士無料法律相談会 (☎75-2021) ☆出張年金相談 岩内地方文化センター 9:00~13:00 (☎0134-65-5002) 	<b>21</b> 	<b>22</b>
<b>23</b> 岩内協会病院(☎62-1021) アイン薬局岩内店(☎62-5150)	<b>24</b> 不燃ごみ 受入停止日 	<b>25</b> 水道使用料徴収 (盃集会所 13:00~14:00) 行政相談 泊村公民館 13:00~16:00	<b>26</b> ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373) 	<b>27</b> 	<b>28</b> 	<b>29</b>
<b>30</b> 岩内協会病院(☎62-1021) 日の出薬局(☎62-2250)						